

## 第 1090 回教育委員会 会議録

令和 2 年 10 月 15 日

14 : 00 ~ 14 : 30

### ①開 会

< 菅間 教育長 > それでは、ただいまから、第 1090 回教育委員会を開会いたします。

< 菅間 教育長 > 議事等に先立ち、申し上げます。  
さきほど、3 名の傍聴の申し出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

### ②会議録署名委員の指名

< 菅間 教育長 > 会議録署名委員に、涌井委員と片桐委員を指名いたします。

### ③会期の決定

< 菅間 教育長 > 会期は、本日 1 日としていかがですか。

< 各 委 員 > 異議なし。

< 菅間 教育長 > 御異議なしと認め、会期は本日 1 日に決定いたします。

### ④議席の決定

< 菅間 教育長 > 次に、山形県教育委員会会議規則第 3 条に基づき、新たな議席の決定を行います。

議席は、会議規則の規定により、「くじ」で定めることとなっております。

現在、涌井委員が着席の議席を第 1 番とし、以降、順次時計回りに第 6 番までを議席として「くじ引き」を行います。委員会の議事運営上、第 4 番の議席を教育長の議席としたいと思いますがいかがですか。

< 各 委 員 > 異議なし。

< 菅間 教育長 > 御異議なしと認め、第 4 番の議席を教育長の議席とします。  
各委員は、第 4 番の議席を除く 5 議席について、ただ今お座りの席番の若い席の委員から順に、「くじ」を引いてください。

< 菅間 教育長 > 事務局から、「くじ」の結果を報告してください。

< 教育政策課長 > 御報告いたします。第 1 番 片桐委員、第 2 番 山川委員、第 3 番 武田委員、第 5 番 涌井委員、第 6 番 小関委員の席となっております。以上でございます。

< 菅間 教育長 > ただいまの報告のとおり議席を決定いたします。各委員は、議席の

移動をお願いします。

## ⑤報 告

<菅間教育長>

議事に先立ち、報告があります。

(1)「令和3年度山形県立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について」、高校教育課長より報告願います。

<高校教育課長>

「令和3年度山形県立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について」を御覧いただきたいと思えます。令和3年度の山形県立高等学校入学者選抜の実施にあたり、「新しい生活様式」を踏まえ、基本的な感染症予防対策や「3密」対策を徹底の上、実施して参ります。6月定例教育委員会の報告1-1でお示しした資料のとおり、「中学校等の臨時休業等の実施を踏まえた令和3年度山形県公立高等学校入学者選抜における配慮事項について」を報告させていただきました。このたびは追加的な対応について、御報告いたします。

報告1-1を御覧ください。「1 学力検査問題について」でございします。出題方針は昨年度と同様でございしますが、今後の臨時休業が概ね4週間を超える状況が生じた場合には、出題範囲を一部変更して、受験者に不利益が生じないよう配慮いたします。

次に、「2 一般入学者選抜の対応について」でございします。感染拡大防止の観点から、受検者の長時間の拘束を防ぐことや、手洗い、消毒、トイレ、換気等の時間を十分に確保する必要があることから、(1)下見は実施しないこと、(2)「面接」を実施しないこと、(3)昼食等の時間をこれまでよりも10分延長することといたします。

次のページを御覧ください。「3 新型コロナウイルス感染症の感染者及び感染者の濃厚接触者となったために欠席した場合について」でございします。中高一貫教育における連携型入学者選抜及び一般入学者選抜については、受検者の不利益とならないよう配慮していきたくと思っております。具体的な内容については、11月末を目処に各中学校及び各受検者に周知する予定としております。

次に、「4 その他」の(1)でございしますが、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、追加的な対応を行う場合は、各中学校へ速やかに周知を図り、受検者が安心して受検できるように努めて参ります。(2)の合格発表については、発表会場が「3密」とならないよう対策を検討しております。内容が決定し次第、公表させていただきます。以上、御報告申し上げます。

<菅間教育長>

ただいまの報告について、御質問等ございしますでしょうか。

<菅間教育長>

なければ、次に(2)「令和3年度震災による福島県等からの山形県立高等学校への受検に係る実施要項について」、高校教育課長より報告願います。

< 高校教育課長 >

それでは、報告 2 - 1 ページを御覧ください。平成24年度から令和 2 年度までの入学者選抜においては、震災の影響により本県県立高校を受検する生徒がいる場合、3 (1) に示すとおり 1 クラスあたり 45 名以内、つまり 1 クラスにつき最大 5 名までの合格者を増やすことができるものとして対応して参りました。

この方法により、平成30年度入学者選抜では11校、平成31年度では 7 校、令和 2 年度では 9 校で合格者を増やしております。令和元年 5 月 1 日現在の調査では、震災により県内に避難している児童・生徒数は、163 名となっております。昨年度に比べて10名減少しているものの、山形県の被災者に対する姿勢はこれまでと同様であることから、令和 3 年度の入学者選抜においても、過去 9 年間と同様の対応を行っていくということでございます。以上、御報告申し上げます。

< 菅間教育長 >

ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。

< 菅間教育長 >

なければ、これより議事に入ります。

## ⑥議 事

< 菅間教育長 >

それでは、議第 1 号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について」、教職員課管理主幹より説明願います。

< 管 理 主 幹 >

議第 1 号「山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定」について、御説明申し上げます。

具体的な改正箇所については、対照表により御説明申し上げますので、議 1 - 2 を御覧ください。酒田光陵高等学校については、工業科の機械、電子機械及びエネルギー技術の募集停止が終了することによって、学科名を削除するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

< 菅間教育長 >

御意見、御質問等ございますか。

< 菅間教育長 >

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

< 各 委 員 >

異議なし。

< 菅間教育長 >

御異議なしと認め、議第 1 号は原案のとおり可決いたします。

< 菅間教育長 >

次に、議第 2 号「山形県神室少年自然の家の指定管理者の指定について」、生涯教育・学習振興課長より説明願います。

< 生涯教育・学習振興課長 >

議第 2 号について、御説明申し上げます。資料議 2 - 1 ページを御覧ください。山形県神室少年自然の家の指定管理者の指定について、このたび県議会 9 月定例会において議決を受けたことから、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により、株式会社ひかりを指定管理者として指

定することをお諮りするものでございます。

これからの主な日程としては、本委員会で議決をいただいた場合には、指定管理者の指定について、株式会社ひかりに対して通知した後で担当者間で協定内容を協議します。来年の1月頃を目処に包括協定を締結し、令和3年4月からの指定管理者業務という予定で進めていくこととなります。説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

<菅間教育長> 御意見、御質問等ございますか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第2号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第3号「令和3年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の変更について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 議第3号「令和3年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の変更」について御説明申し上げます。

議3-1を御覧ください。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年度の一般入学者選抜において、面接を全校で実施しないことといたします。

議3-4ページを御覧ください。令和3年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針については、既に令和元年10月定例教育委員会でお認めいただいておりますが、この新旧対照表のように3(1)ウを削除いたします。以上、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。

<菅間教育長> 御意見、御質問等ございますか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第3号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第4号「令和3年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校高等部の入学者募集について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 議第4号「令和3年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校高等部の入学者募集」について、御説明申し上げます。御説明申し上げるのは、令和3年度入学者の募集定員についてでございます。

議4-2ページを御覧ください。高等学校の入学者定員については、

令和2年度と変更はございません。県立高等学校の入学定員は全日制で6,720名、定時制で280名の合計で7,000名となります。

なお、議4-2ページの東桜学館高校については、特記欄にございますように定員の200名に併設型中学校からの入学定員数を含むものとしております。

議4-4ページを御覧ください。「3 山形県立特別支援学校の高等部」については、こちらも昨年度と変更点はございません。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<菅間教育長> 御意見、御質問等ございますか。

<菅間教育長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次に、議第5号「令和4年度山形県立高等学校入学定員選抜基本方針の決定について」、高校教育課長より説明願います。

<高校教育課長> 議第5号「令和4年度山形県立高等学校入学定員選抜基本方針の決定について」、御説明申し上げます。

議5-2ページを御覧ください。学力検査は3月10日、合格発表は3月17日となっております。

基本方針において、これまでと大きく方針を変更することについて、御説明申し上げます。3(1)ウについて、一般入学定員選抜における面接の実施方法となります。これまで、一般入学定員選抜にあたって全ての高等学校において面接を行うものとして、「高等学校長はその結果を選抜の資料に加えることができる」としておりましたが、各高等学校において面接の実施に対する考え方が異なることから、「必要に応じて面接を課し、この結果を選抜の資料に加えることができる」と変更しております。これは、現在審議中の山形県公立高等学校入学定員選抜方法改善検討委員会の検討内容を踏まえて、変更するものでございます。

ここでは、高等学校入学定員選抜方法改善検討委員会のこれまでの検討状況についても、御報告を加えさせていただきます。

議5-4ページを御覧ください。山形県公立高等学校入学定員選抜方法改善検討委員会では、検討課題を3つ掲げて、検討を進めていただいております。

検討課題の一つ目の「インフルエンザ罹患者等に対する対応」については、インフルエンザに罹患した場合など、やむを得ない理由で学力検査を受検できない受検者に対して、別日程での学力検査問題による追検査を実施することとして、令和5年度入学定員選抜からの実施が望ましいという意見をいただいております。

検討課題の二つ目の「入学者選抜日程の改善及び面接の実施方法の変更」については、入学者選抜日程は学力検査日を3月7日、追検査日を3月12日、合格発表日を17日とすること、一般入学者選抜における面接は、実施を希望する高等学校のみで行うこと、受検者の昼食時間を適切に設定するため、昼休みを現行より10分間延長することとされております。入学者選抜日程の改善は令和5年度入学者選抜から、面接の実施方法の変更及び昼休み時間の延長については、令和4年度入学者選抜から実施することが望ましいということで検討が進められております。この考え方を令和4年度入学者選抜基本方針に反映させ、面接については、先ほど申し上げたとおり希望する高校で必要に応じて実施することとしたいと考えているところでございます。

なお、検討課題の三つ目は「採点ミスに係る再発防止策としてのマークシート方式の導入の可否について」でございます。マークシートの導入は、採点ミスの防止及び一部の採点業務の負担軽減を図ることができるという一定の効果を認めることができるが、採点業務全体の負担軽減には直接つながらないため、マークシート方式の導入は見送ることとするが、今後とも、本県の学力検査問題の出題方針に照らしながら、マークシート方式の導入や、デジタル採点システムの導入について、継続的に研究していくこととして、検討が進められております。

12月には検討委員会からの報告書が提出される予定となっており、その後に改めて報告書の内容を報告させていただきます。

以上、よろしく御審議くださるようよろしくお願いいたします。

<菅間教育長>

御意見、御質問等ございますか。

<武田委員>

受検する生徒でインフルエンザの罹患者は毎年どのくらいいるのでしょうか。

<高校教育課長>

受検生のインフルエンザ罹患者については、県内の全高等学校において、別室受検を認めております。年によって異なりますが、全高等学校合わせて20名前後、多くても30名程度であると把握しております。

<武田委員>

令和4年度実施の入試から、別の新しい問題を作成するということですね。

<高校教育課長>

追検査問題を新たに作成します。

<武田委員>

面接に関しては、「希望する学校により」となっていますが、希望する学校には、普通科や普通科以外という区別はあるのでしょうか。

<高校教育課長>

一般入学者選抜における面接は、令和4年度より学科や全日制・定時制を問わず、各学校の判断で実施を希望する高校でのみ行うこととしたいと考えております。

<武田委員> このことは学校から声が上がって、このような制度にしたのでしょうか。

<高校教育課長> 新型コロナウイルスに感染拡大により、今年の3月に実施した入試については面接を実施しないこととしたわけですが、その際に中学校や高等学校からいただいた意見や先ほどありました昼休み時間の設定の問題等を踏まえて、入学者選抜方法改善検討委員会において検討していただきました。

<涌井委員> 面接を導入した際の経過というものはどういうものだったのでしょうか。

<高校教育課長> 中学校より提出していただいている調査書で、総合的な判断を行っているわけですが、学力検査に偏らないような入学者選抜の在り方ということで、面接を導入したという経過がございます。

<涌井委員> 他県はどういう状況でしょうか。

<高校教育課長> 都道府県によって異なりますが、面接を実施していない県もございます。

<菅間教育長> ほかになければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第5号は原案のとおり可決いたします。

<菅間教育長> 次の議第6号は人事に関する案件であることから、議第6号の審議については秘密会としていかがですか。

<各委員> 異議なし。

<菅間教育長> 御異議なしと認め、議第6号の審議については秘密会といたします。

《 議第6号は秘密会にて審議 》

## ⑦閉 会

<菅間教育長> これで、第1090回教育委員会を閉会いたします。